

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消しつぼその他使用に際し火災の発生するおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、いわゆる火消しつぼについて規制したものである。
- 2 「火消しつぼ」は、本来密閉することにより、空気の供給を断ち、火を消す器具であるから、故障、破損したものでは、その目的を達することができないばかりか、かえって火災危険が生ずる。また、ある程度の温度上昇は生ずるので、可燃物から安全な距離をとること及び可燃性のガス等に対し引火源となることを避けることが必要である。したがって、第18条の規定のうち、第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定が準用される。